

令和 9 年度評価替えに係る衛星画像調達業務委託
仕 様 書

令和 7 年 8 月
那須塩原市総務部固定資産税課

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

本仕様書は、那須塩原市（以下「発注者」という。）が業務を委託する「令和 9 年度評価替えに係る衛星画像調達業務委託」（以下「本業務」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 目的

本業務は、課税事業の円滑な運営を図るために必要な基礎資料（衛星画像）を整備することで、固定資産税の適正かつ公平な課税及び住民サービス向上につなげることを目的とする。また、本業務で調達した衛星画像は、職員の作業効率化に資するよう、那須塩原市地番図システム及び統合型 G I S に搭載し、庁内利用及び一部外部提供を行うことを想定するものとする。

第 3 条 準拠すべき法令等

本業務は、契約書及び本仕様書によるほか、下記に示す法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）
- (2) 固定資産評価基準（昭和 3 8 年 1 2 月 2 5 日自治省告示第 1 5 8 号）
- (3) 測量法（昭和 2 4 年 6 月 3 日法律第 1 8 8 号）
- (4) 地理空間情報活用推進基本法（平成 1 9 年法律第 6 3 号）
- (5) 地理空間情報標準プロファイル 2 0 1 4（令和元年 7 月）
- (6) 地理空間データ製品仕様書マニュアル（令和 2 年 1 1 月）
- (7) 国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）
- (8) 不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）
- (9) 那須塩原市税条例（平成 1 7 年那須塩原市条例第 6 4 号）
- (10) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年那須塩原市条例第 3 7 号）
- (11) 那須塩原市財務規則（平成 1 7 年那須塩原市規則第 5 0 号）
- (12) その他関係令、規則、規定等

第 4 条 疑義

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と請負人（以下「受注者」という。）と協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第 5 条 貸与資料

本業務の実施に当たり、発注者は以下の資料を貸与するものとする。貸与を受けられるのは、業務実施計画書に記載のある者とし、貸与された資料の保管、管理及び取扱いについては忘失、汚損、破損等のないよう万全の注意を払うものとする。

なお、貸与を受ける際には借用書等を提出し、業務完了後は速やかに返却すること。

- (1) 令和 6 年度評価替えに係る航空写真撮影業務委託 成果品 1 式

第 6 条 提出書類等

受注者は、本業務の着手に先立ち、以下の書類を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 実施工程表
- (3) 管理技術者届出書

第 7 条 業務の指示及び打合せ

受注者は、業務を遂行するに当たり、当該契約に基づき発注者が認める監督員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監査を受けなければならない。また、受注者は打合せ事項について、その都度打合せ記録簿を 2 部作成し、発注者・受注者が各 1 部保管するものとする。

第8条 守秘義務及びセキュリティの遵守

受注者は、本業務を行う上で、取り扱う行政情報（貸与資料等）等に対してのセキュリティ管理の徹底を保証するため、以下の関係資格を取得し、様式1を提出するものとする。また、各資格については契約拠点及び主任技術者在籍部署で認証を取得しているものとする。

- (1) ISO9001 : (品質マネジメントシステム)
- (2) ISO27001 : (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (3) JISQ15001 : (個人情報保護マネジメントシステム)

第9条 事業者要件

受注者は、過去5年以内に地方自治体より発注された固定資産判読に係る衛星画像調達業務について完了実績を有しており、様式2を提出するものとする。

第10条 配置技術者

受注者は、以下に掲げる資格、実績等を有する技術者を配置することとし、様式1を提出するものとする。

- (1) 管理技術者：自社の正社員とし、過去に固定資産判読に係る衛星画像調達業務の完了実績を有するものとする。
- (2) 主任技術者：測量士又は測量士補の資格を有すること。
- (3) 照査技術者：空間情報総括監理技術者の資格を有すること。

※(1)及び(2)について、兼任も可能とする。

第11条 成果品納入

本成果品の納入は、第3章のとおりとする。

第12条 履行期間

本業務の履行期間は、令和7年9月26日から令和8年2月13日までとする。

第13条 担当課

那須塩原市 総務部 固定資産税課

第2章 業務内容

第14条 ライセンス条件

本業務で調達する衛星画像のライセンス条件は以下のとおりとする。

- (1) 那須塩原市地番図システム及び統合型GISにて庁内利用可能なものとする。
- (2) 行政サービスとして、窓口で住民等への閲覧を可能とする。

2 発注者は、本業務において取得した衛星画像データについて、衛星事業者と受注者で締結したエンドユーザー使用許諾契約書を遵守する。

第15条 衛星画像調達

受注者は、次に掲げる条件を満たす衛星画像を新規撮影により調達しオルソ加工を行うものとする。

- (1) 調達範囲：那須塩原市内全域（592.74km²）を包含する範囲
- (2) 撮影期間：令和7年10月1日～令和7年12月15日
※なお、天候不順等により期間内に撮影を行うことが困難な場合、発注者と撮影期間について協議を行うものとする。
- (3) 衛星基数：2基以上
- (4) 地上画素寸法：15cm程度（30cm相当の衛星画像をHD処理により、解像度15cm程度に引き上げること）
- (5) 処理レベル：固定資産判読用高精度オルソ
- (6) 水平位置精度：地図情報レベル2500相当（標準偏差2.5m以内）とする。
- (7) 雲量：画像全体の5%以下
- (8) 撮影角度：入射角20°以下
- (9) 色、階調：3バンドパンシャープン以上、8ビット
- (10) シーン毎に撮影が異なる場合は、色調補正により可能な限り色調補正を行うこと。
- (11) 測地系：世界測地系（JGD2011）
- (12) 座標系：平面直角座標系第9系
- (13) 提供フォーマット：GeotiffおよびJPEG形式（位置情報ワールドファイル付き）

第16条 オルソ画像作成

受注者は、調達した衛星画像について、地上基準点および数値地形モデルを用いて正射変換しオルソ画像データを作成するものとする。地上基準点は、令和6年度評価替えに係る航空写真撮影業務委託成果品より取得することとし、数値地形モデルは国土地理院公開のデータを使用することとする。

第17条 接合処理及び色調補正

受注者は、前項で作成したオルソ画像について、画像間の色調や接合境界が可能な限り目立たなくなるよう、色調補正および接合処理を実施し、1つの画像として作成することとする。

第18条 打合せ協議

打合せ協議は、本業務着手時および納品時の計2回を基本とするが、必要に応じて随時行うものとする。なお、受注者はその都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出し確認を行うものとする。打合せの実施方法については、WEB開催等を含め発注者と協議の上決定するものとする。

第3章 成 果 品

第19条 成果品

本業務における成果品は下記のとおりとする。

1 納品物

- (1) 衛星画像データ（GeotiffおよびJPEG形式（位置情報ワールドファイル付き）） 1式
- (2) オルソ画像データ（GeotiffおよびJPEG形式（位置情報ワールドファイル付き）） 1式
- (3) (1)及び(2)を格納した電子記憶媒体 1式

※那須塩原市地番図システム及び統合型GISへ搭載を想定しているため、上記以外の方法でも発注者と協議の上、認めたものについては可能とする。

2 納品場所

那須塩原市 総務部 固定資産税課

3 セキュリティ

受注者は、納品する電子ファイルがウィルスなど情報セキュリティにかかる危険要因が完全に除去されているなど、ウィルスチェックを行い安全性が十分確保されていることを確認の上、納品すること。

第20条 支払条件

業務完了後の一括払とする。